

～離れて住む親子の「新しい生活様式」～

5/1 法務省発表で別居親子の面会交流状況は改善したか？

目次

1. はじめに
2. アンケート結果
3. 面会交流相談先の「専門家」の対応状況
4. まとめと提言

1. はじめに

本年3月以降、コロナウイルス流行と緊急事態宣言により、離婚や別居で暮らす親子の面会交流が中断し、家裁調停も停止しました。その結果、こうした親子の関係が「コロナ断絶」ともいうべき危機的状況が懸念されるまで追い込まれていることが、相次いで報道されました。

5月25日に日本全国で緊急事態宣言が解除され、今後別居して暮らす親子の関係も新たな局面を迎えます。第二、第三のコロナウイルス流行も予想されるなか、「新しい生活様式」に於いても親子の絆が断たれないことを担保するためには、社会にそれを支える「仕組み」が構築されていくことが肝要です。

当会では緊急事態宣言発令中の5月1日に、法務省民事局が公開したホームページ(*)に着目し、そのような仕組みづくりのために日本社会として何が必要か、別居する親子の視点から検証しました。

*参考: [【新型コロナウイルス感染症関係情報】面会交流について](#)

2. コロナウイルス流行後の面会交流追加アンケート(法務省発表後の改善状況)の結果

※前回のアンケート結果に関しては、以下の HP をご覧ください

<https://www.sharedcustody.me/2020-04-22-新型コロナウイルスによる外出自粛で進む親子断絶/>

2-1. アンケートの概要

実施期間: 2020/05/16～2020/05/23

対象者 : 子供と別居して暮らす親・親族

集計対象: コロナウイルスで面会交流状況が悪化していたと回答した 167 名(全回答数 198 名)

実施方法: アンケートサイトを使用し、SNS や別居親団体のメーリングリストを通じ URL を配布

※前回・今回ともにアンケートは完全匿名で行っており、回答者個人の追跡はできません。

2-2. アンケートの設問

Q01: あなたは父親ですか、母親ですか。

Q02: 面会交流についての合意はありましたか

Q03: コロナウイルスの流行(2020年3月以降)をきっかけに面会交流の状況が悪化していましたか

Q04: 5/1 に法務省が「【新型コロナウイルス感染症関係情報】面会交流について」というホームページを公開しましたが、告知は十分だったと思いますか?

Q05: 前問でいいえまたはご存知なかった方にお聞きします。どのような告知方法が必要だと思いますか?

Q06: 法務省の告知後、直接の面会交流の状況は改善されましたか?

Q07: 法務省の告知後、ビデオ通話等での間接交流の状況は改善されましたか?

Q08: (前問で十分と回答された方以外にお聞きします) コロナウイルスへの感染リスクは全くないにも関わらず、ビデオ通話等での間接交流ができない主な理由は何ですか?

Q09: 緊急事態宣言中も面会交流合意は有効で、最大限尊重すべきであると明記すべきだと思いますか?

Q10: 「従前取り決められた方法で面会交流を実施すると、子どもの安全を確保することが困難になる場合」という記述がありますが、その判断基準は明確でしたか?

Q11: 面会交流について悩んだ場合は「専門家に相談するように」とあります。そこで示された問い合わせ先は問題解決に役立ちましたか?

Q12: コロナウイルス流行中はビデオ通話等での間接交流だけあれば十分であるかのような印象を持たせかねないとの声も聞かれますが、そのような内容であると思いますか?

Q13: ビデオ通話はあくまで暫定措置であり、直接交流を除外するものではないと明記するべきだと思いますか?

Q14: コロナウイルス流行中の面会交流について、他に国や地方自治体などの支援が必要と考えるものはありますか? 依頼先の機関も含めて具体的にお書きください。

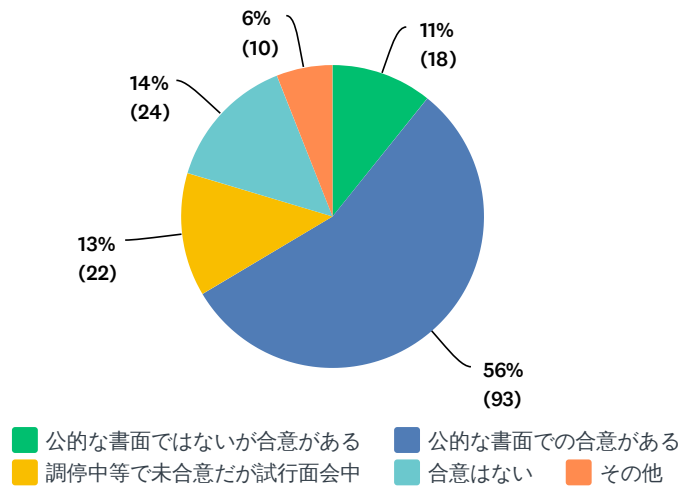
2-3.アンケート結果

- ・回答の自由記述欄において、は母親のコメント、は父親のコメントを表します。
- ・自由記述欄の回答は、誤字脱字の修正及び、文意を損ねない範囲での一部抜粋を行なったものが含まれます。

●Q01: あなたは父親ですか、母親ですか。

父親	140	84%
母親	21	13%
その他	6	4%

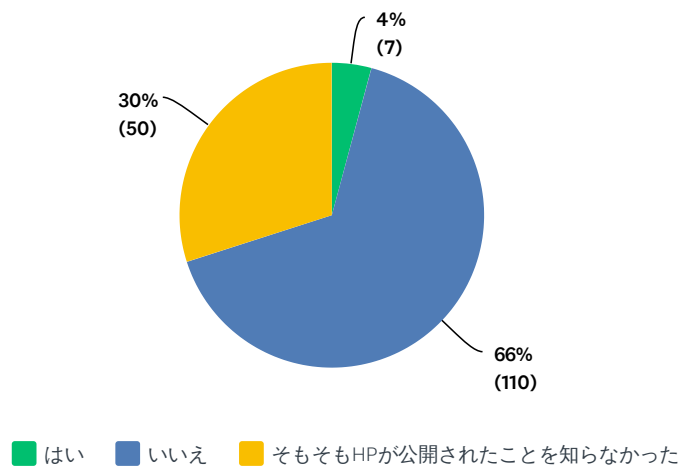
●Q02: 面会交流についての合意はありましたか



●Q03: コロナウイルスの流行(およそ2020年3月以降)をきっかけに面会交流の状況が悪化していましたか

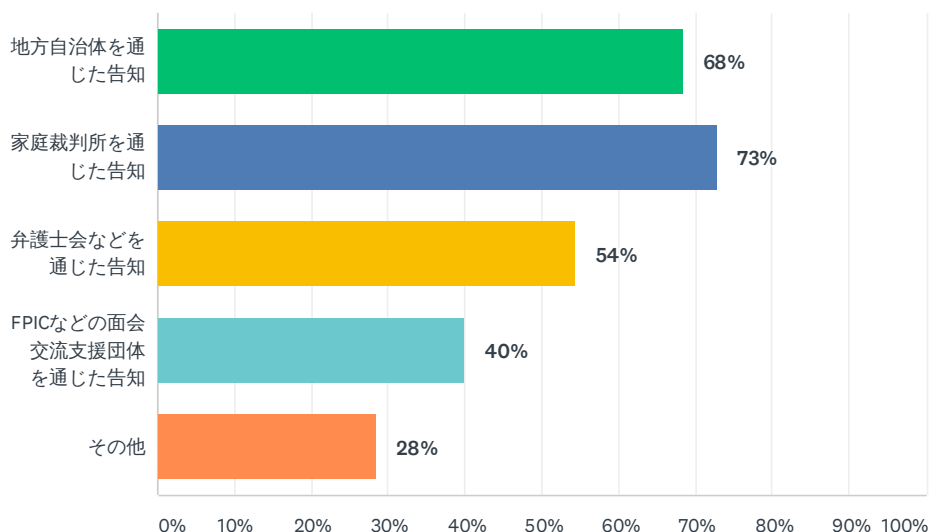
はい	167	100%
いいえ	0	0%

●Q04: 5/1 に法務省が「【新型コロナウイルス感染症関係情報】面会交流について」というホームページを公開しましたが、告知は十分だったと思いますか？



●Q05: 前問でいいえまたはご存知なかった方にお聞きます。どのような告知方法がとられるべきだと思いますか？
(複数回答可)

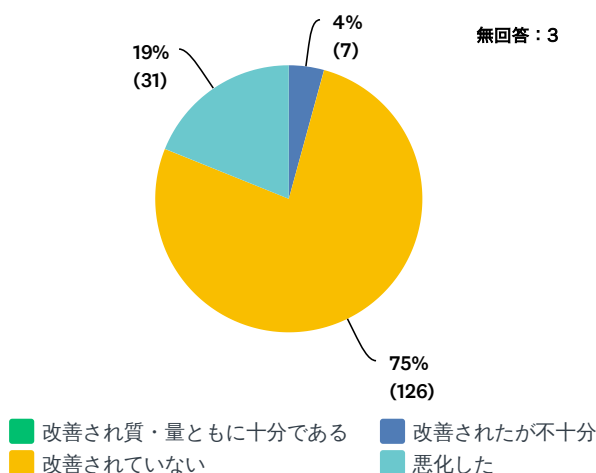
回答数：158 スキップ数：9



その他回答 (抜粋)

- 当事者へ手紙で連絡。子供に会いたい別居親は藁にもすがる思いで情報を待っているが、同居親への注意喚起が充分でない。子供に興味のない別居親にも同様に周知させなければいけない。
- 最も状況を把握しているのは家庭裁判所の調停委員・調査官そして裁判官であり、個々ケースにおいてどうすべきかを当事者らに明確に・具体的に通知すべきである。そうでない場合は、子供を確保している親の弁護士が決めるだけで終わり、「詳細は調停で話しましょう」と、自粛で中断している調停に持ち越され逃げられるだけとなる。
- 弁護士会が所属弁護士に周知してくれれば、弁護士から情報を得られたはず。うちの弁護士は私が伝えるまで知りもしなかった。(同様の回答複数)
- 子供と片方の親のつながりが断たれかねない重大な問題なのだから、きちんと自治体の首長などを通じて記者会見をテレビ・新聞で流してほしい (同様の回答複数)
- 最高裁判所(場合によっては高等裁判所と地方裁判所)からの正式な告知及び文書
- 家裁から調停延期の電話が来たときに、この事を言ったが、家裁側から相手方に提案など間に入ることは出来ませんと言われた / 三権分立で法務省とは関係ないと調査官から言われました。

●Q06: 法務省の告知後、直接の面会交流の状況は改善されましたか？

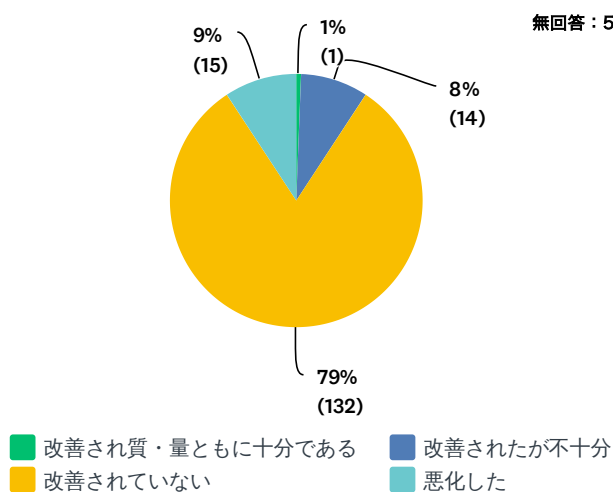


コメント

- 緊急事態宣言中のビデオ通話を提案したら、「今後一切の面会交流を中止するならビデオ通話をする」と脅された。
- むしろ悪化している。相手弁護士は、コロナに乗じて裁判所で結審した直接的な月1回2時間の面会交流を3ヶ月1回の写真での間接交流への変更を提案してきた。

- 👤 相手方はそういう情報は知ろうともしない。コロナウイルスの為と言って会う場所を制限して自宅に来させない。そもそも会わせる、会わせないは同居親の機嫌次第。
- 👤 同居親にオンラインの検討もされずに面会交流拒否のみ通告され、その後、連絡が無い。
- 👤 相手方(同居親)に、逆に交流制限の理由として利用されてしまいました。
- 👤 法務省が情報の足りない、かつ直接交流はしないでオンラインでもよいと誤解を生む表現を出したため、私は連れ去り妻実家から徒歩範囲に住み、普通に会える(公園にも遊びに行かせていた)にも関わらず相手側がオンライン交流を言い出し、かつそのオンラインも条件調整ができないと言われ交流が途絶えた
- 👤 そもそもオンラインは、直接交流の代替ではなく、遠く離れた場合に頻繁に繋ぐ手法である。近い場合は直接会うべきであるが、今回の法務省の告知で、近い場合も(会える距離にも関わらず)オンラインでという誤解を生じさせた。そのため悪化した。
- 👤 審判書面で直接面会せよとあるにも関わらず、ビデオや手紙での交流へ変更することを裁判所が一方的に認め、別居親へその後の担保等説明がないまま周知することは非常に問題がある。
- 👤 今まで交流できていた子供と、自宅付近へ車でお迎え、交流場所は別居親自宅、屋外での行動は控える、という内容でも拒否されている。要するにコロナ緊急事態宣言を利用して、上手く会わせない理由にされている状況。親子交流に、一つの指針を示して下さった事には感謝する。
- 👤 私のケースでは会えていたのに会えなくなっており、電話をするから良いでしょうと言われます。子へのコロナ感染リスクは同居親より別居親の私の方が低い状況です。同居親は公共交通機関で出社、子は学童保育や近所宅に預けられており、感染リスクも上がっている。それでも子供と会えない理由にされるのです。
- 👤 5/14に緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、今月も面会ができなかった。
- 👤 面会交流を行ったあと子供が同居親の方に文句(まだ居たかった)を言ったら、私と会わせると同居親との関係が悪くなる為、会わせる事が良くないと言われ、弁護士を立てられ話し合いになってしまった。
- 👤 面会交流は三密ではない。面会交流を禁止するなら、普通のスーパーの買い物や電車などの移動もすべて停止しないと整合性が取れない。たかだか親子2人が会うだけである

●Q07: 法務省の告知後、ビデオ通話等での間接交流の状況は改善されましたか？



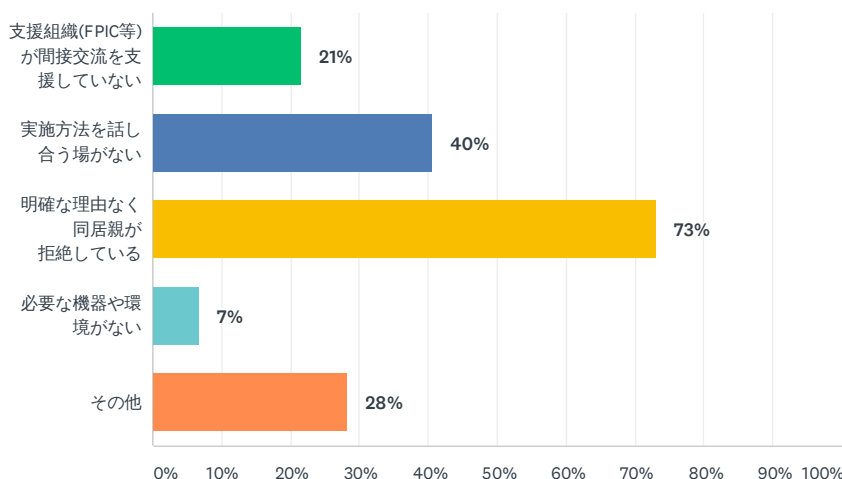
コメント

- 👤 大した理由もなくオンライン交流すら断られている。コロナを理由に面会を中止したばかりか、その後も相手側弁護士はコロナを理由に返答を送らせ、オンライン交流の調整すらままならないまま2ヶ月以上が経過してしまった。
- 👤 オンライン交流を提案し続けていますが、無視され続けています。(同様の回答多数)
- 👤 強制力を持たせなければ何も意味がない。
- 👤 弁護士が法務省の告知に一切配慮する兆しなし。子どもの親と交流する権利を侵害した状態のままです。
- 👤 法務省の告知は具体的対策が何ら示されておらず実行性に乏しかった。また本来政府が支援しなければならなかったところ、「夫婦で話し合いができる方は」と当事者に責任を丸投げ転化している。世界中から親子断絶問題・連れ去り問題で日本は非難されており、特に森法務大臣は直接外国当局から訪問を受け指摘されているにも関わらず未だ問題意識が低く、無責任だ。
- 👤 ビデオ通話は利用していない。まだ会えているので、これを提言すると余計子供と引き離されそうで。
- 👤 面会時間は直面会時に2~3時間だったものが、わずか15分となってしまいました。
- 👤 同居親の理解と配慮が必要です。子どもが元気で生活しているのか、学校はどうなっているのかなど親であれば心配することを別居親に知らせて欲しいです。これは震災時にもあてはまります。

子どもの年齢が小さい時はビデオ通話やオンラインアプリ等での交流は現実的ではない。法務省は子どもが小さい場合への考慮も欠いており、不適切だった。外国政府のアナウンスとは雲泥の差である。

●Q08: (前問で十分と回答された方以外にお聞きします)コロナウイルスへの感染リスクは全くないに関わらず、ビデオ通話等の間接交流ができない主な理由は何ですか？(複数回答可)

回答数：163 スキップ数：4



その他

- 裁判所からの履行勧告も無視し、相手方代理人も協議しようとししない。(同様のコメント複数)
- 面会などが同居親の権限で決まる為、会わせない、電話をさせない事へのペナルティがない。まず子供を引き離す行為への正当性を論じないから、平等な裁判にならない。
- 弁護士すら法務省の通達を知らず、ネット交流を提案するなどの同居親に必要なアドバイスをするどころか、コロナに便乗して更なる親子断絶を謀ってきた。
- 法相が「父母が話し合える場合には～」と言っていたが、そもそも話し合えないから離婚に至り、話し合えないから法廷手続きになっている事を全く鑑みて無い無意味な空文です。親子断絶を防ぐなら、「話し合えない場合」をいかに解決するかに実効性のある対策を示して欲しい。
- 娘のスマホと私のスマホでビデオ通話ができるようになったら、いつでも自由に連絡がとれるようになるので、それが嫌なのでしょう。
- 面会交流で暫定的に使用する予定だった FPIC が3月半ばから一方的に閉鎖し、なんらの支援もしなかったもので子供と会えない状況が続いた。FPIC は公益社団法人を名乗るのならば何らの手も打たずに閉鎖するようなことはすべきでは無いと思う。
- 子供が望んでいませんでした。同居親がいる状況で、別居親と話しにくいのだと思います。

●Q09: 緊急事態宣言によっても面会交流の合意は有効で、最大限尊重すべきであると明記すべきだと思いますか？

はい	159	95%
いいえ	8	5%

コメント

- 感染予防対策をしっかりと行った上で、という前提付きで面会交流の合意は有効にするべきだと思う
- 外国はその旨明記している。それが先進国のスタンダードだと思います。
- 三密に注意すれば可能であり、そもそも緊急事態宣言により、面会交流を制約することは法的根拠がない。／「最大限尊重」というのがそもそも間違っている。公的合意書であれば、一方的に履行しないのは、債務不履行行為にあたる。
- そもそも面会交流は子供の福祉のために行うものであり、合意の有無に関わらず必須。ましてや、具体的な条件も合意しているなら、最大限守る事は大前提。それをなぜ、「父母の話し合いができるなら」と条件を付すのか、全く理解できない。
- 緊急事態宣言中でも親が子供に会うのは不要不急ではない。

- ① 明記しないのであれば、何故養育費だけは優先されるのか、理由を知りたい。子供にとってお金の話以上に親と会える事が重要であり、片方だけ優先される論理的な説明が法務大臣含め、政府から何も行われていない。
- ② 同居、別居に関わらず親子です。感染が確認されれば同居親でも、家族との接触は最低限になることですが、そうでない限りは制限される関係ではない事でしょう。そこを明確にして頂きたい。別居親も親なのです。
- ③ コロナ押さえ込みのために会わないことは仕方ないことだと思う。今は生き残ることがすべて（緊急事態宣言解除前での回答）

●Q10:「従前取り決められた方法で面会交流を実施すると、子どもの安全を確保することが困難になる場合」という記述がありますが、その判断基準は明確でしたか？

はい	7	6%
いいえ	160	94%

コメント

- ① 誰が判断するのか、どこに基準があるのか曖昧。結局は同居親のさじ加減でよいことを認めている。（同様の意見多数）
- ② 裁判所が、三密を避ける、ビニールシート越し（民間レジはやっています）、手洗いの徹底、など直接交流を前提とした具体的注意点を周知して欲しい。／公園でソーシャルディスタンスを確保して面会交流を行う場合は問題ないとか、具体的に問題ない直接交流方法を示すべき。（同様の意見多数）
- ③ 従前とり決められた方法が3密かどうか、子どもが感染するリスクが高いかどうか、別居親も同居親もいい大人なので判断できると思います。各家庭事情も違うし、法務省等第三者機関に判断基準を丸投げするのも違うような…
- ④ 安全配慮の例として、別居親宅での実施についても挙げられていないのはおかしく、偏りを感じました。別居親の方が在宅勤務で、他人との交流を絶っていれば、むしろ預けた方が安全。「普段別居している側はリスク」は安直過ぎで、リスクが逆転している中で子が感染したらやりきれない。
- ⑤ どのような場合に間接交流に切り替えるといいのかという基準が曖昧であるが故に、普通にコロナ流行後も親子交流出来ていた人が、一律オンライン面会に切り替えられてしまったという、法務省の発表が逆効果になってしまった人の話も聞く。現場に丸投げにせず、親子交流は原則実施すべきだということの確認と、間接交流に切り替える明確な基準を打ち出してほしい。
- ⑥ 緊急措置下でも同居親は自分の都合だけで子を保育園に通わせ、実家の祖父母に会わせ、自身の妹夫婦とその長女たち3人の子を家に呼んで自宅パーティを開いている。別居の父親（私）は、まず自ら健康診断を受け、僅か昼間の2時間の公園など密集を避けた子との面会交流を提案しているにも関わらず、会えない。子の安全とは何か？心に負った傷はコロナが終息しても子の人生を蝕むだろう。このような児童の権利侵害は、法を司る方々は絶対に許さないで欲しい。
- ⑦ 極端な話では、海外では透明なビニールシートでドアを塞いで先生と生徒が会っていたが、やろうと思えば方法はいくらでもある

●Q11: 面会交流について悩んだ場合は「専門家に相談するように」とあります。そこで示された問合わせ先は問題解決に役立ちましたか？

はい	5	3%
いいえ	162	97%
問合わせをしていない	0	0%

コメント

- ① 専門家の例として弁護士が挙げられているが、弁護士会の取り組みが全く見えてこない
- ② 法テラスに相談したら、①法相のコメントは承知して無い、②法相コメントへの対応は法テラスの業務では無い、③法テラスの業務内では親子断絶問題には対応できない、との回答。公式回答かと問うたら一方的にガチャ切りされました。

① 法務省にあった相談窓口幾つかに相談したが、わからないとの回答だった。詳しくは司法判断になるので裁判所の判断次第となると言われた。コロナで調停も止まっているので、結局何もしようがないのが現状です。（同様の回答複数） ② 家庭問題について強力な権限があるはずの家裁がコロナを理由に期日中止で仕事しないので、弁護士を通じて相手に連絡が取れるかどうかかわからないとかで、法務省の面会指針はまったく役に立っておりません ③ 相手方代理人は、そもそも、依頼者である相手方が面会交流を拒んでいる事の改善の為の手段を何ら、講じていない。そのような弁護士に、相談しても、状況改善には何一つ役に立たない。 ④ 国と家庭裁判所が強い指針を出さない限り、別居親に子供を会わせたくないと思う同居親はこの機に乗じて会わせない方に言い逃れが出来る。 ⑤ 調停合意内容がFPICを使うことであり、緊急事態宣言中はFPICが支援中止という方針であるため専門家に相談しても仕方ない。 ⑥ そもそも関係のあるような相談先は一件もなかった。やる気があるとはとても思えないやつつけ仕事。 ⑦ 法の専門家は案内されていたが、面会交流の専門家は案内されていなかった ⑧ 専門家を弁護士と指定しているが、弁護士は単なる依頼人の代理人であり、依頼人側の利益を尊重する。 ⑨ 交流拒否に対する罰則が無いのが一番の問題。弁護士を通じて相手方音沙汰無いが、それで済んでしまう。建設的な話し合いなどできない。 ⑩ 離婚裁判のみ受任している相手側弁護士から、調停条項でお互いに連絡を取り合い面会交流する取り決めがあるにもかかわらず、「当方は次回面会交流調停までの間、面会交流の実施は見送る考えです。●●氏から●●殿に連絡をすることはございませんのでご了承ください。」とFAXが届き、以来調整すらできていない。
--

●Q12: コロナウイルス流行中はビデオ通話等での間接交流だけあれば十分であるかのような印象を持たせかねないの声も聞かれますが、そのような内容であると思いますか？

はい	143	86%
いいえ	24	14%

●Q13: ビデオ通話はあくまで暫定措置であり、直接交流を除外するものではないと明記するべきだと思いますか？

はい	158	95%
いいえ	9	5%

コメント

① 子どもが幼ければ幼いほどスキンシップが重要であり、ビデオ面会を直接交流の代替えにすべきではない ② 仕事で内容を伝えたりするだけあればビデオ通話は使える。しかし子供は、肌で触れ、直接遊ぶことでお互いを感じる。ビデオ通話を面会として認識されたら、同居親はコロナ禍が終わってもビデオ通話だけで済ませようとしてくることも考えられる。（同様の意見多数） ③ 法務省の発表は、直接面会の大前提が省略されているので誤解を招いている。 ④ 法務省のHPでは具体的な面会交流を可能にする方法の記載がないので、オンラインさえすれば良い！と捉えることが出来る。また、面会交流時間の中止分の補填等を如何に考えるのかの指針もない。 ⑤ コロナ禍後の平常時においても、ビデオ通話が新たな交流方法の選択肢として残ることを危惧する。親子が会えないこの社会問題を助長する。 ⑥ 親子の交流がオンラインで十分なのであれば、子どもと同居する親も必要ない。両方オンラインで交流すれば良い。そうならないのは、子どもには親からの愛情が必要だからである。すなわち面会交流は原則子どもと直接の交流が必要なのである。（同様の意見複数） ⑦ まずは直接交流をすべきと記載すべきで、それが一切できない場合にはオンラインを代替とする。その場合も同じ頻度ではなく、オンラインならば容易に頻度を高くできるので、親子交流拡充の意義からそうすべき。またコロナ自粛が終れば直接交流ができない分を追加するぐらいの通知をすべきであった。 ⑧ 別居親が不浄な訳ではない。ビデオ通話ではなく安全策を講じた上で直接交流を行うよう指導されるべき。 ⑨ 別居親は子供にとって他人ですか？ 学校も行けないこの時期こそ、別居親との関係を深められるチャンスではないでしょうか？突然、子供が連れ去られ10ヶ月は経ちますが、電話すら出来てない状態です。私(お母さん)が新型コロナに感染して突然死亡したら？子供達は私が死んだことも知らないまま、母が死ぬ前に一回も会えないままになってしまいます。親子断絶は1ヶ月も、いえ1週間もあつてはいけないことです。 ⑩ 極力、別居親と子どもが直接会えるように努力すべき。両親からの愛情を享受しながら成長すべきとする、子どもの権利条約に明記された精神を、家裁とマスコミは国民へ伝え、遵守するようにして欲しい。

「私の子供には「たくさんの人が家族で一緒に住んで、仕事や買い物に出かけて帰ってくるのはいいのに、一人暮らしで家で仕事してるパパが、車で会いに行くのはダメなんておかしいね」と説明し、子供も理解してくれています。」

●Q14: コロナウイルス流行中の面会交流について、他に国や地方自治体などの支援が必要と考えるものはありますか？依頼先の機関も含めて具体的にお書きください。

■国

- 別居親との直接面会は不要不急にあたらないと国や自治体から発信するべき
- 我慢した分、直接交流の再開時には拡充してほしい。国や地公体にはそういったアピールをして欲しい。
- 面会交流の重要性をしっかりと理解している第三者を交えてどうすれば安心して実施できるかを話し合える場所が必要だと思います。本来なら裁判所や国で取り決めができれば良いのですが日本の家裁には子どもの立場や気持ちを本気で考える人材がいないのでできません。
- 行政が数十年の腹を括って「ふたり親支援」の専門家を育て、広くフレンドリーペアレントを推進する団体やカウンセラーに資金援助して、会いたいのに会えない、この世からそんな親子の生き別れの不幸を根絶すべき。
- 1 政府：まずは政府が親子関係を維持する明確な方針を示すべきだと思います。
- 2 家裁：次に家庭について強力な権限があるはずの家裁が暫定処置を示すべき。
- 3 民間：支援団体は政府の方針が遅いから判断できずに困っていると思います。
- 面会交流の相談には、ADR など行政書士や行政機関をいれるべき。司法は、子どもの権利を理解していない。他の考え方を導入するべき
- コロナに関わらず、同居親の一存で別居親や子どもの意思に反して、実施の有無や頻度が一方的に決められるので、法的拘束力が必要である。監護権の剥奪やフレンドリーペアレントルールなど。
- 法務省が、かかる無責任な逃げ口上のような中途半端どころか不適切な告知を取り下げ、速やかに調停や審判や裁判を再開するのが先決。子に会えない期間が徒に長引いており、看過できない。

■地方自治体

- 地方自治体や裁判所が同居親と子どもに向け、直接通知しなければ効果は期待できない。そもそも面会交流を子どもの権利として、罰則規定でも無い限り会えないは多発する
- 地方自治体などより広報誌を活用して報知してほしい
- 公共機関（児童館や公民館等）が一律閉鎖というのは不合理。予約制による個別利用を可能にすることで、感染拡大防止に貢献しつつ、面会交流が必要な親子のニーズに答える余地がある。日本の公共機関は親子の交流に対する理解そのものが欠落しているように見え、それは子の福祉に反している。
- 面会交流場所に困るので、三密を防ぐため公民館等の公共施設・市役所の会議室等の貸し出しを希望します。虐待増加が叫ばれているため、可能ならばソーシャルワーカーの面談もつけて子供の状況確認もお願いしたい（地方自治体による面会交流場所の提供について、同様の意見複数）
- テレビ CM 等で、3 密を防ぐ政府や自治体広告をやっているが、同じように、親子の交流の大切さや、直接会うことが難しい場合もビデオ通話等の間接交流を行いましょう的なコマーシャルをやって広く知ってもらいたい。
- 民間ではなく地方自治体管轄の第三者面会交流支援センターがあるべき。民間だけだとパンクする。ましてや家裁の天下り先エフピックだけに依頼では、私の様な被害者を生みます。
- 地方自治体も明石市の様に行政が入り面会交流を促進してほしい。DV も警察が介入して取り調べなど行い虚偽 DV の様な冤罪を減らす行動を取らないといけない。

■FPIC 他、面会交流支援団体

- FPIC などの第三者機関に緊急事態宣言中でも支援を中止しないように通達してほしい。
- FPIC がコロナ自粛で止まるなどもつての外で、最低限オンライン交流を促進すべきであり、直接交流もできるケースは同定して実施すべきである。FPIC が動かないことですべてのケースに悪影響していると考える。
- 面会交流支援団体がオンライン体制を整えるよう、国や地方自治体に指導してもらいたい。面会交流支援団体は「自分たちは出来ないから、オンラインは活用しなくても良い」ではすまない事を自覚してもらいたい。
- FPIC などの面会交流支援団体が、親子交流は子供の健全な成長にとって極めて重要だと言う事を改めて認識して頂きたい。そうすれば、何も考えずにただ3ヶ月近く施設を閉鎖して何らの支援もしないなどと言う無責任はできないと思う。お役所仕事でこうした非常事態に何も出来ないのならば、不要なので解体してほしい。

■ 裁判所

👤 面会交流調停を至急再開して欲しい。緊急事態宣言がされるほどのこの時期こそ、裁判所は親子断絶は絶対避けるべき。

👤 まだ裁判でどちらが監護者か決まっていらないのだから平等な対応を望みます。個別の案件ごとに柔軟に対応するべきで、それにより、長期化している裁判や調停を終結させることができる人もいます。司法は仕事とクレームを自ら増やしています。コロナで将来の家族が不安定になるのだから円満和解をするべき。

👤 コロナウイルス感染症で国的にも新しい生活様式になったとき、面会交流にどのように対応するのか明確に子どもの利益を中心に考えて欲しい。近親者に感染者がでた場合別居親に監護を一時的にも変更するなど。

👤 家庭裁判所も諸外国の裁判所同様に具体的に面会交流の指針を述べるべき。ちょうど3月に以前から面会交流が実施されていなかったから、履行勧告したら、家裁が「今は、コロナがありますからね」と相手が面会交流をさせない理由の肩をもった。面会交流が実施されない場合は、少なくともビデオチャット等の交流をすすめてもらいたかった。

👤 別居親に冷たい対応をする家庭裁判所。履行勧告の理由になる事を調停条項などで取り決めている場合、同居親にコロナウイルスの感染拡大が理由でも会わせないのは条項を守っていないという判断になり、履行勧告などの措置を速やかに行なってほしい。（合意不履行への履行勧告・間接強制について、同様の意見多数）

👤 実施できない期間については後日、代替日を設けることを明記する

👤 弁護士は、児童心理学を学んでいる面会交流支援の専門家ではない。弁護士に依頼してもただ何年も、これまた児童発達心理学などを学んでいないボランティア気分の調停委員との話し合いになる。同居親の要望を別居親に無理やり承認させるのがほとんどで、こどもの健全な成長のために必要な頻度で会えるわけではない。月1回2時間と、国際的にはありえない低頻度と短い時間を押し付けられる、酷すぎる状況。

👤 家裁自体が面会交流を支援しなければならないと思う。調査官、調停員等が直接支援すべき

👤 私の子は、児童養護施設の職員が調査し、同居親とうまくいってないと判断され、私との同居をすすめられたが、結局は裁判所の判断となり、裁判所は児童養護施設の意見を聞かなかった。それほど厚生労働省より、法務省の方が強い。今、出来ることは、沢山の声を色々な方向からあげ法務省と裁判所の親子関係への考えを変えることであると思う。

■ 報道機関、マスコミ

👤 毎回、養育費や婚姻費用分担の報道ばかり先行するが、養育費と面会交流は子どもの人格形成過程で両輪であり、子どもの基本的人権を守る為にも必ず、両方ともバランスよく報道機関、行政は発信する様、切にお願い致します。

👤 別居中や離婚後の夫婦が子供との面会交流を行わないことは、精神的児童虐待をしているという国際社会では当たり前の子どもファーストの認識を持ってほしい。共同養育の周知を行い、面会交流に積極的でない親に対しては監護権を与えないようにしてほしい。このようなフレンドリーペアレントルールを、マスコミは報道してほしい。

■ 教育機関

👤 国、地方自治体、民間団体はもちろん、子供の福祉の観点から見ても、学校、幼稚園、保育園なども積極的に支援を行うべき。1番子供に近いところなので。

👤 警察、地方自治体、町内会、キッズラインなどのベビーシッターサービス提供企業などの民間企業の支援も必要。

■ 保健所

👤 保健所における検査です。「安全確保」の為にあらゆる予防等をした上ではありますが、そういう事情の人(感染リスクを理由に拒まれる人)が「安全」であることの担保をする為に、検査を受けられるようにして欲しい。行政においては、安全にできる場所を確保・案内して欲しいです(民間のホテルなどを含む)。

■ その他

👤 日本は単独親権制度を採用しているため、離婚により片方の親は親権を失い子供の親ではなくなる。その為、親同士は親権獲得のため裁判で争い、必要以上に親同士の仲が悪くなり、結果その後の子供の養育に対して協力できなくなり環境が悪化する。この争いを弁護士、そこに天下りする裁判官等も利用してきました。その為、日本では子供の人権は大人次第であり、コロナ等の理由も親同士の争いネタに使われるだけで、日本では子供達が犠牲になっています。

👤 このような時こそ、親⇄子どもの心の拠り所が必要だと思います。連絡さえ取ればこの事態を乗り越えお互い安心して生活が送れると思います。

- ① 親子は親子。どのような状況下でもこれが基本と思っています。別居、同居、離婚、関係がありません。コロナが、親子が一緒にいる事を制限する理由にはならない事を明確にして頂く事、ここが屋台骨と思っています。
- ② 面会交流という言葉自体に全く納得できません。なぜ犯罪者のように面会交流などという言葉を使わないといけないのか？ 早く子どもが自由になる日本社会を願ってやみません。
- ③ 私の場合、娘達が高校生と中学生なので、面会交流が中断しても「もう二度と会えないかも…」という恐怖はありません。娘達もスマホ・PCが扱えます。(扱えるのに同居家族はオンライン交流の提案を無視し続けていますが…) ですが、まだスマホ・PCが扱えない幼い子どもの場合はとても深刻だと思います。面会交流支援機関がオンライン交流の支援もしていますが、有料になると思いますし… 地方自治体が何か手を貸してくれればいいのですが…(国に期待するのは現実味がないかなあ～)
- ④ そもそも一方的な連れ去りは犯罪。海外ではそれが犯罪であることや国連子供条約のことなどについても触れた方がよい。
- ⑤ 祖父母との面会も子どもにとっては大切であることをもっと世間に知ってもらえるようにして欲しいです。
- ⑥ 子供の家は同居、別居両方の家である。
- ⑦ こどもの健全な成長の為に、国際社会では当たり前となっている毎週のような宿泊付きの別居親と子どもとの交流を保つ重要性を、日本は大人も子どもも、知ってほしい。 こどもの人権を守るために。

3. 面会交流相談先の「専門家」の対応状況

別紙「[法務省の示した面会交流相談先等の対応状況](#)」をご参照ください。

アンケート Q11 の結果と一致する内容で、法務省の提示した専門家や面会交流支援組織(FPIC)が本件について機能していないことがわかりました。

4. まとめと提言

親子が会い、触れ合うことは「代替の効かないもの」

4月後半にコロナ断絶に関する報道が相次いだのち、法務省から5月1日に前述の発表がありました。法務省がこれだけのスピード感を持ってホームページの公開に踏み切ったことは、別居中の親子にとって明るいニュースであり、評価する声が多く聞かれました。特に、「面会交流は、子どもの健やかな成長のために重要なものです」との再確認がされていることは重要です。

一方で、法務省ホームページの内容に不十分な点があることや、内容を曲解して逆に親子の交流を阻害するような場合も見られるという声も挙がりました。その中で最も多かったのは、アンケート結果にも表れているように、直接親子が会って交流することをいわずに除外するような誤解を与える内容は訂正してほしいということと、実効性のある対策を取ってほしいということでした。

「新しい生活様式」が今後定着し長く続いていくのであれば、「直接会うことでしか行えないもの」は、代替の効かない必須のものとして、社会で支え合って実施する必要があります。すなわち「新しい生活様式」において親子の絆をいかに保つかという視点で、対応方法が改善されていくべきです。

誤解を招いた法務省発表

まず、Q7において、本来は親子の交流を促進するべく行われたはずの法務省の発表後に、むしろ直接の面会交流状況が悪化した場合が2割もあったことは見過ごされるべきではありません。

悪化してしまった原因として、法務省の発表を曲解して、「オンライン交流さえできればよい」として直接の交流が可能な状況であっても拒絶したり、これを期に面会交流頻度を下げようとするような交渉を相手方弁護士からされたりといったことがあったようです。

法務省が「【新型コロナウイルス感染症関係情報】面会交流について」を発表した時期は緊急事態宣言の最中であり、緊急対応のため十分な検討がなされずにそのような誤解を生むようなコメントが出されてしまったと思われます。

現在では、新しい生活様式が発表され、新型コロナウイルスが存在する中で**人間らしい生活**を模索していくことになります。親子の断絶を防ぐためには、法務省がホームページで「新しい生活様式」に対応し、「面会交流は不要不急ではなく、直接の面会交流を実施する」という前提を確認した上で、合意通りの面会交流を避けるべき状況についての判断基準を別途明らかにするべきです。

また、今回の法務省ホームページの内容を弁護士が把握していないどころか曲解するケースが見られたのも問題で、法務省が弁護士会への通達等を通して、「専門家」たる弁護士に面会交流に関する指針を周知するべきであると考えます。

求められるのは面会交流の専門家

さらに、面会交流に問題が発生した場合に相談すべき「専門家」として呈示された連絡先の団体は、Q11の回答からわかるように、残念ながら殆ど役に立っていないのが実情です。殆どの団体はそもそも面会交流の取り決めについての専門家ではなく、面会交流について調整する機能もありませんでした。弁護士会に連絡しても、調停をすることを提案されるのが関の山で、その頼みの綱の家庭裁判所の調停は緊急事態宣言中ほぼ停止していました。これについては、法務省や裁判所が面会交流についての明確な方針を打ち出した上で、それを実行するのに適した「専門家」を選定し直すことが必要であると思われます。また、Q14では親子の交流を維持するための様々な施策のアイデアが挙げられました。

裁判所からも先進国並みの指針を

次に、3章の別紙に記載の通り、東京法務局が「面会交流の合意が有効であるかどうかの判断は裁判所の管轄である」との回答をした例があったようです。であるならば、新型コロナウイルス流行中や今後また非常事態が発生した場合に面会交流の合意をどのように履行していくべきか、**法務省だけでなく裁判所も明確な指針を出す必要があります**

す。その内容は少なくとも文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)」よりも親子相互の親密度を増した内容とする必要があります。なぜならば親の子に対する養育・監護は学校教育以上にスキンシップなどの親密度を高める必要があることは周知の事実であるからです。

前回のレポートで触れた海外報道のように、欧米諸国では裁判所が明確な指針を公開している例が複数見られます。オーストラリアやニュージーランドの家庭裁判所は、ロックダウン中であっても面会交流合意は尊重されるということや、差し迫った危険があり遵守が難しい場合はビデオ通話とSNSを有効活用することを、ホームページ上で公開しています。

子どもの健やかな成長には実の両親との触れ合いが不可欠であるという認識の元に、世界各国が離婚後共同親権・共同監護制度を採用しています。そのため外国政府では、上記のような子の成長にとって重要な指針を出すことが可能となっています。日本では政府がこのような指針を出すことになぜ及び腰なのか、改めて考える必要があります。

共同親権制度の方が緊急事態に強い

2020年4月に法務省から発表された24か国の「父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果」でも離婚後共同親権制度を採用している国は22か国であり、人権先進国であるならば離婚後共同親権を多くの国が採用しています。

たとえ離婚したとしても、実の親子の縁を大切に共同親権・共同監護を採用している国では、日常的に実の親やその親族が子に会い、子どもの生活に欠かせないものとなっています。子が成人になるまで実親の両方が子に対して責任を持つため、子を守る手段が複数となります。

今回の新型コロナウイルス流行において、子どもを預ける保育園・幼稚園や学校が閉鎖となり、同居親が子の預け先に困る事態も多く発生しました。別居親が日常から子の養育・監護に関わっていれば、預け先は別居親やその親族といった幅広い受け皿で対応できたことでしょう。

また、同居親が新型コロナウイルスに感染した場合は児童相談所が子どもの面倒をみるといった声も聞かれましたが、多くの児童が集まる児童相談所や児童養護施設では更なる感染リスクに向き合うことになります。そしてその対応に国からの財源が必要となります。

さらに、ひとり親支援を含んだ第二次補正予算も政府によって組まれましたが、離婚により片親と暮らす子に対しては日常的に別居親が子の養育・監護を分担していれば、同居親収入減の子に対する影響も少なくなる場合も多く、国の歳出も押さえることが出来たはずでです。

それらができなかったのは日本が離婚後単独親権制度を採用し、実の親が子を養育・監護するという極めて自然な行為に対して、著しく制限を加えているためです。

新型コロナウイルスの流行により、現在日本が固持している離婚後単独親権は有事の際には子どもの生活に大きな影響をもたらしてしまうことが明確になりました。

日常生活でも子を実親に養育・監護されることについて著しく制限され、なおかつ有事に迅速な対応ができず、日常でも有事でも政府の支援に依存する離婚後単独親権制度は子のためにならず、一刻も早く撤廃すべきです。

親子の断絶が起きない日本へ

日本では離婚後の親子の交流は面会交流と呼ばれ、その面会交流は多くの場合月に1回であり(2019年11月27日衆議院法務委員会での最高裁判所家庭局長の回答)、離婚後共同親権・共同監護が普及している人権先進諸国の親子交流に比べて著しく低い頻度と時間となっています。ただでさえ少ない親子交流を心の支えとする別居親や子も数多くおり、それが1回でも延期になればその悪影響は甚大です。今回の新型コロナウイルス危機をきっかけとして、日常のみならず非常事態においても親子の絆が断たれない制度として、共同親権・共同監護制度が必要なことが改めて浮き彫りになったと当会は認識しております。

「新たな生活様式」を踏まえた、離れて暮らす親子の交流への提言

- ① 親子の直接交流は子どもの健やかな成長のために絶やしてはいけない。
- ② 子どもの健やかな成長のため親子の交流を、両親・親族・地域で、協力し合い進める必要がある。
- ③ 法務省及び裁判所が、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(別紙参照)」を参考として面会交流の指針を発表する。地域の感染レベルに応じた配慮を行いつつ、親子の交流に相応しい内容で、少なくとも学校での教師・生徒間交流と比較して同等以上の親密度の親子の交流が必要である。
- ④ 親が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合では、最低でもオンラインによる親子交流を相互の意思交流が随時可能な形で、頻度を高めて行う必要がある。
- ⑤ 法務省では5月26日に刑務所や拘置所などの刑事施設で実施していた面会制限を同日から全て解除すると発表している。親子の交流は刑務所や拘置所の収容者の面会未満でないことを示すべきである。
- ⑥ 親子の断絶を生む根本的な原因である離婚後単独親権制度を早急に止め、離婚後共同親権・共同監護制度に改正する必要がある。

=====

更新履歴:

2020/6/4 初版作成

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24
条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間
注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の
うち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるもの
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏
まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3
章に詳述しています。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)より抜粋